

札幌大学総合研究 第九号 (二〇一七年三月)

〔訳注〕

## 『封氏聞見記』 訳注 (四)

高瀬 奈津子・江川 式部

本稿は、前稿に引き続き、唐の封演が撰した『封氏聞見記』巻三の訳注である。巻三の篇目は、貢挙・制科・銓曹・風憲の四篇である。紙幅の都合から、本稿ではこのうち貢挙と制科の訳注を行う。

〔一〕『封氏聞見記』巻三・貢挙

【原文】

國初、明經取通兩經、先帖文、乃按章疏試墨策十道、秀才試方略策三道、進士試時務策五道。考功員外、職當考試。其後、舉人憚於方略之科、爲秀才者殆絕、而多趨明經・進士。貞觀二十年、王師旦爲員外郎。冀州進士張昌齡・王瑾並文詞俊楚、聲振京邑。師旦考其文策爲下等、舉朝不知所以。及奏等、太宗怪無昌齡等名、問師旦。師旦曰、「此輩誠有詞華。然其體輕薄、文章浮艷、必不成令器。臣懼之、恐後生倣效、有變陛下風俗。」上深然之。後昌齡爲長安尉、坐贓罪解官、而王瑾亦無所成。高宗時、進士難其選。龍翔中、敕左史董思恭與考功員外郎權原崇同試貢舉。思恭、吳士、輕脫、洩進士問目、三司推、贓汚狼藉。後于西堂朝次告變、免死、除名、流梧州。開耀元年、員外郎劉思立以進士準試時務策、恐傷膚淺、請加試雜文兩道、并帖小經。

(一)

元宗時、士子殷盛、每歲進士到省者、常不減千餘人。在館諸生、更相造詣、互結朋黨、以相漁奪、號之爲棚、推聲望者爲棚頭、權門貴盛、無不走也。以之熒惑主司視聽。其不第者、率多喧訟、考功不能禦。開元二十四年冬、遂移貢舉屬於禮部、侍郎姚英、頗振綱紀焉。其後明經停墨策、試口義并時務策三道、進士改帖六經、加論語。自是、舉司多有訾牙・弧絕・倒拔・築注之目、文士多于經不精、至有白首舉場者、故進士以帖經爲大。天寶初、達奚珣・李巖相次知貢舉。進士文名高而帖落者、時謂試時放過、謂之贖帖。

十一年、楊國忠初知選事。進士孫季卿、曾謁國忠、言禮部帖經之弊大、舉人有實才者、帖經既落、不得試文。若先試雜文、然後帖經、則無餘才矣。國忠然之。無何、有敕、進士先試帖進、仍前後開一行。是歲收人、有倍常歲。又、舊例、試雜文者、一詩一賦、或兼試頌論、而題目多爲隱僻。策問五道、舊例、三通爲時務策、一通爲商、一通爲徵事。近者、商略之中或有異同、大抵非精博通瞻之才、難以應乎茲選矣。故當代以進士登科爲登龍門、解褐多拜清緊、十數年間、擬迹廟堂。輕薄者語曰「及第進士、俯視中黃郎。落第進士、揖蒲華長馬。」又云、「進士初擢第、頭上七尺焰光。」好事者紀其姓名、自神龍以來迄于茲日、名曰進士登科記、亦所以昭示前良、發起後進也。余初擢第、太學諸人共書余姓名于舊紀末。進士張縉、漢陽王東之曾孫也、時初落第、兩手奉登科記頂戴之、曰「此千佛名經也」、其企羨如此。李右相在廟堂、進士王如泚者、妻公女以伎術供奉、元宗欲與改官、拜謝而請曰、「臣女婿王如泚、見應進士舉。伏望聖恩回換、與一及第。」上許之、付禮部宜與及第。侍郎李暉以詔詣執政。左相曰「如泚文章堪及第否？」暉曰「與亦得、不與亦得。」左相曰「若爾、未可與之。明經・進士、國家取才之地。若聖恩優異、差可與官。今以及第與之、將何以觀！」林甫即自聞奏取旨。如泚賓朋讜賀、車馬盈門。忽中書下牒禮部、「王如泚可依例考試。」聞者愕然失錯矣。

寶應二年、楊紹爲禮部侍郎、奏舉人不先德行、率多浮薄、請依鄉舉里選。於是、詔天下舉秀才孝廉。而考試章程漸加繁密、至于升進德行、未之能也。其于應此科者益少、遂罷之、復爲明經進士。

#### 【訓読】

国の初め、明經は両經に通ずるを取るに、帖文を先にし、乃ち章疏に按じて墨策十道を試み、秀才は方略策三道を試み、進士は時務策五道を試みる(一)。考功員外、職は考試に当たる(二)。其の後、挙人は方略の科を憚り、秀才と爲る者殆ど絶え、而して多く明經・

進士に趨る(三)。貞觀二十年(六四六)、王師且員外郎と為る。冀州の進士張昌齡・王瑾並びに文詞俊楚、声京邑に振るう。師且其の文策を考し下等と為し、朝を挙げ所以を知らず。等を奏するに及び、太宗は昌齡等の名無きを怪しみ、師且に問う。師且曰く、「此輩誠に詞華有り。然るに其の体は輕薄にして、文章は浮艶、必ず令器と成らざらん。臣之を懼るるに、後生倣效し、陛下の風俗に變有らんことを恐る」と。上深く之を然りとす。後に昌齡は長安尉と為り、賊罪に坐し官を解かれ、而して王瑾も亦た成す所無し(四)。高宗の時、進士其の選難し。龍翔(龍朔の誤り)中(六六一―六六三)、敕すらく左史董思恭は考功員外郎權原崇と共に貢挙を試みせしむ。思恭は、吳士、輕脱なり。進士の問目を洩らし、三司推し、賊汚狼藉とす。後に西堂の朝次に于いて變を告げ、死を免され、除名され、梧州に流さる(五)。開耀元年(六八一)、員外郎劉思立、進士は時務策を試みるを準るに、傷だ膚淺なるを恐るるを以て、雜文兩道を試み、并せて小經を帖するを加えんことを請う(六)。

元宗(玄宗)の時、士子殷盛、毎歲進士の省に到る者常に千余人を減せず(七)。在館の諸生、更こまも相い造詣し、互いに朋党を結び、以て相い漁奪し、之を号して「棚」と為し、声望ある者を推し「棚頭」と為し、權門貴盛、走らざる無きなり。之を以て主司の視聽を榮惑す(八)。其の第せざる者は、率ね多く喧訟し、考功禦すること能わず。開元二十四年(七三六)冬、遂に貢挙を移し礼部に属せしめ、侍郎姚英(奕)、頗る綱紀を振るう(九)。其の後、明經は墨策を停め、口義并びに時務策三道を試み、進士は改めて六(大の誤り)經を帖し、論語を加う(一〇)。是れ自り、挙司に多く贅牙・弧絶・倒拔・築注の目有り、文士は多く經に于いて精しからず、白首の場に挙がる者有るに至り、故に進士は帖經を以て大と為す(一一)。天寶の初め、達奚珣・李巖(巖の誤り)、相ひ次いで貢挙を知す(一二)。進士の文名高くして帖落する者、時に試時放過と謂い、之を贖帖と謂う(一三)。

十一年(七五二)、楊国忠初めて選事を知す。進士孫季卿は、曾て国忠に謁し、礼部の帖經の弊大なるを言い、挙人の実才有る者、帖經既に落つれば、文を試みるを得ず。若し先に雜文を試み、然る後に帖經すれば、則ち余才無しと。国忠之を然りとす。何無くして、敕有り、進士は先に帖進(經の誤り)を試み、仍お前後一行開くと(一四)。是の歳人を收むるに、常歳に倍する有り(一五)。又、旧例、雜文を試みる者、一詩一賦、或いは兼ねて頌論を試み、而るに題目は多く隱僻と為す。策問五道、旧例、三通を時務策と為し、一通を商と為し、一通を徵事と為す。近き者、商略の中に或いは異同有るも、大抵精博通瞻の才に非ざれば、以て茲の選に應ずること難し。

故に当代は、進士登科を以て登龍門と為し、解褐すれば多く清緊を拝し、十数年間、迹を廟堂に擬らう（二六）。軽薄者は語りて曰く「及第せる進士、中・黄郎を俯視す。落第せる進士は、蒲・華の長馬を搦す」と。又たく、「進士は初めて擢第せらるるや、頭上に七尺の焰光あり」と。事を好む者は、其の姓名を神龍（七〇五〜七〇七）自り以來茲の日に迄るまで紀し、名づけて「進士登科記」と曰い、亦た前良を昭示し、後進を発起する所以なり（二七）。余初めて擢第せらるるや、太学の諸人は共に余の姓名を旧紀の末に書く（二八）。進士の張縉は、漢陽王東之の曾孫なり、時に初めて落第するや、両手もて登科記を奉じて之を頂戴し、曰く「此れ千仏名経なり」と。其の企羨すること此くの如し（一九）。

李右相廟堂に在り、進士の王如泚なる者、妻の公女は伎術を以て供奉し、元宗は改官を与えんと欲し、拝謝して請いて曰く、「臣の女婿の王如泚は、進士の挙に応ず、伏して望むらくは聖恩回換し、一及第を与えんことを」と。上之を許し、礼部に付し宜しく及第を与えるべし。侍郎の李暉詔を以て執政に詣る。左相（右相の誤り）曰く「如泚の文章は及第に堪うるや否や？」暉曰く「与うるも亦た得、与えざるも亦た得るなり」と。左相（右相）曰く「爾くの若くんば、未だ之に与うる可からず。明経・進士は、国家取才の地なり。若し聖恩優異なれば、差して官を与うる可し。今及第を以て之に与うれば、将何<sup>はた</sup>を以て観ん！」と。林甫即ち自ら聞奏し旨を取らんとす。如泚の賓朋は謙賀し、車馬門に盈つ。忽ち中書は牒を礼部に下し、「王如泚は例に依り考試す可し」と。聞く者は愕然として失錯す（二〇）。宝応二年（七六三）、楊綰は礼部侍郎と為り、奏すらく「挙人は德行を先にせず、率ね浮薄多し、郷举里選に依らんことを請う」と。是に於いて、天下に詔して秀才・孝廉を挙げしむ。而るに考試の章条は漸く繁密を加え、德行を升進するに至りては、未だ之能わざるなり。其れ此の科に応ずる者益ます少きに于いて、遂に之を罷め、復た明経・進士と為す（二一）。

#### 【註釈】

（一） 国の初め、明経は兩経に通ずる……試み、進士は時務策五道を試みる 「国初」は唐朝（六一八〜九〇七）のはじめ。周知のように、官吏登用の試験制度である科挙制は隋の文帝により導入された。唐は隋の制度を受け継ぎ、科挙制を実施した。唐で科挙制が始まった時期については、五代・王定保『唐摭言』巻一・統序科第に、

始自武德辛巳歲四月一日、敕諸州學士及早明經及秀才・俊士・進士、明于理體、為鄉里所稱者、委本県考試、州長重覆、取其合格、每年十月隨物入貢。斯我唐貢士之始也。

とあるように、武德四年(六二一)とする。元の馬端臨『文獻通考』卷二九・選舉考二所載の『唐登科記總目』(以下、『唐登科記總目』と略称)を見ると、武德二年、三年、四年といずれも「貢擧せず」が続き、武德五年(六二二)となって「秀才一人・進士四人」と記され、この年より及第した人数の記載が始まる。すなわち、唐は武德四年四月に科擧制の施行を命じ、翌年の武德五年より試験が始まったのである。

次に、試験の内容であるが、「帖文」はまた帖經ともいい、『通典』卷一五・選舉典三・歷代制下には次のような記述がある。

凡擧司課試之法、帖經者、以所習經掩其兩端、中間開唯一行、裁紙為帖、凡帖三字、隨時增損、可否不一、或得四・得五・得六者為通。つまり、帖經とは、經書の本文について、その前後を隠して一行だけを開き、その一行のうち三字を隠して、その字を言い当てさせる。また隠す文字数はふつう三字であるが、隨時増減があるという經書の暗記能力を問う試験である。「墨策」は、秀才の「方略策」や進士の「時務策」とは異なり、經書の本文についてその義理の大略を筆記試験で答えさせるものである。「通二經」とは、『唐六典』卷二・吏部員外郎条に、

正經有九。礼記・左伝為大經、毛詩・周礼・儀礼為中經、周易・尚書・公羊・穀梁為小經。通二經者、一大一小、若兩中經。…其孝經・論語並須兼習。【原注…諸明經試兩經、…每經十帖。】

とあるように、大經と小經から各一つずつ、あるいは中經から二種類の經書を選んで試験を受け、さらに「孝經」と「論語」も課されたものである。そして、選んだそれぞれの經書から一〇カ所の伏せ字を当てることになっていた。秀才科の「方略策」は、国政の方針を問う論文の試験であり、進士科の「時務策」は、時事問題を問う論文の試験である。

ところで、唐初に設置された科擧の科目について、本文は明經・秀才・進士の三科目を挙げるのみだが、『唐六典』卷二・吏部員外郎条は、凡諸州每歲貢人、其類有六。一曰秀才、二曰明經、三曰進士、四曰明法、五曰書、六曰算。

とあるように六科目を挙げ、これは『通典』卷十五・選舉典三・歷代制下も同じである。『新唐書』卷四四・選舉志上はさらに細かく、「其

の科の目に、秀才有り、明経有り、俊士有り、進士有り、明法有り、明字有り、明算有り、一史有り、三史有り、開元礼有り、道挙有り、童子有り」としている。しかしながら、清の王鳴盛『十七史商榷』卷八一「取士大要有三」が、

其実若秀才則為優異之科、不常挙。若俊才與進士、実同名異。若道挙、僅玄宗一朝行之、旋廢。若律・書・算学、雖常行、不見貴。其余各科不待言。大約終唐世為常選之最盛者、不過明経・進士兩科而已。

と指摘するように、唐人にとって、定期的に試験が行われる科目の中で最も尊重されたのが明経科と進士科であった。この明経科と進士科の他に、後掲註(三)にあるように、唐初で最も重んじられ、それゆえに選抜が厳しく、永徽二年(六五二)に停止した秀才科を加えた三科目を、封演は代表的な科挙の試験科目とみなしていたのであろう。

(二) **考功員外、職は考試に当たる** 考功員外郎は、尚書省の六部の一つである吏部に属する。六部はそれぞれ四曹に分かれ、その長官を郎中といい、次官を員外郎という。人事担当部局である吏部には、吏部曹・司封曹・司勳曹・考功曹があり、その一つである考功曹は勤務評定を担当した。高祖武徳年間では、考功曹の長官である考功郎中が科挙の中央試験、省試の責任者であったが、太宗の貞観年間になると、次官である考功員外郎が担当することになった。

(三) **其の後、挙人は方略の科を……而して多く明経・進士に趨る** 秀才科については、『唐六典』卷二・吏部員外郎条に、

其秀才試方略策五条、文・理俱高者為上上、文高理平・理高文平者為上中、文・理俱平者為上下、文・理粗通為中上、文劣理滯為不第。【原注…此科取人稍峻、自貞観後遂絶。】

とあり、『通典』卷二・選舉典三・歴代制下には、

初、秀才科等最高、試方略策五条、有上上・上中・上下・中上、凡四等。貞観中、有挙而不第者、坐其州長、由是廢絶。…自是士族所趣嚮、唯明経・進士二科而已。

とある。秀才科が廃止となった理由について、本文と『唐六典』、『通典』の記述を合わせると、当初、秀才科が最も重んじられたため、その選抜が厳しく、受験者はおそれ取返して受験せず、また、推薦しても合格できなかった州の長官は罰せられたので、貞観年間以降これに応ずるものがいなくなったという。秀才科が停止された具体的な時期は、『新唐書』卷四四・選舉志上によると、

高宗永徽二年(六五二)、始停秀才科。

とある。『唐登科記總目』にも、高宗永徽元年(六五〇)には秀才に一人の合格者がいるが、翌二年には「其の年始めて秀才の挙を停む」との記述がある。

(四) 貞觀二十年(六四六)、王師旦……解かれ、而して王瑾も亦た成す所無し 『唐会要』卷七六・貢挙中・進士に、

(貞觀)二十二年(二十年の誤り)九月、考功員外郎王師旦知挙、時進士張昌齡・王公瑾並有俊才、声振京邑、而師旦考其文策全下、挙朝不知所以。及奏等第、太宗怪無昌齡等名、因召師旦問之。对曰、「此輩誠有文章、然其体性輕薄、文章浮艷、必不成令器。臣若擢之、恐後生倣效、有變陛下風雅。」帝以為名言、後並如其言。

とする。また、『新唐書』卷二〇一・文芸伝上・張昌齡伝も、本文や『唐会要』とほぼ同様の記事を載せる。ところが、『旧唐書』卷一九〇・文苑列伝上・張昌齡伝には、

張昌齡、冀州南宮人。弱冠以文詞知名、本州欲以秀才挙之、昌齡以時廢此科已久、固辭、乃充進士貢挙及第。……

とあり、張昌齡が進士に及第したとする。清の徐松は、『旧唐書』本伝では張昌齡が進士及第したことを明言しており、さらに、『文苑英華』卷四九七にも張昌齡の对策文を載せていること等から、『唐会要』と『新唐書』本伝を誤りとし、『旧唐書』本伝に従って、貞觀二〇年に進士科に及第した三人の一人として張昌齡の名前を挙げる。徐松撰『登科記考』卷一・貞觀二十年丙午条を参照。これに対して、岑仲勉氏は、本文や「譚資録」(『太平広記』卷一六九所引)という唐人が書いた記事、『新唐書』本伝が、いずれも張昌齡が進士科及第と書いていない事、唐代では、各地方で実施される郷試に合格し、中央で行われる省試への受験資格を得た受験生(郷貢進士という)も、進士と称することがある事から、必ずしも張昌齡が進士科に及第したとは断言できないとし、また、『文苑英華』には進士科に合格しなかった人物の对策文も載せている例がある事から、『文苑英華』に張昌齡の对策文が載っているも唐人の旧説を退ける理由にはならないとする。岑仲勉著『唐史余瀋』(中華書局上海編輯所、一九六〇年)および『登科記考訂補』(同氏著、陳達超整理『郎官石柱題名新考訂』(上海古籍出版社、一九八四年)所収)を参照。

張昌齡と共に名前が挙がっている「王瑾」は、『唐会要』では「王公瑾」、『冊府元龜』卷六五一貢挙部では「王公理」、『新唐書』張

昌齡伝では「王公治」となっているが、徐松は「王公瑾は即ち王公治なり、治は避諱して瑾と為し、訛りて瑾と為すのみ」とし、王公治が正しいとしている。また、王師旦は生没年未詳、徐松は貞観二十年から二十三年までの知貢挙を王師旦とする。

(五) 龍翔(龍朔の誤り) 中(六六一〜六六三)、……死を免され、除名され、梧州に流さる 「龍翔」は龍朔の誤り。龍朔は高宗期の元号で、西暦六六一〜六六三年。『旧唐書』卷一九〇上・文苑列伝上・董思恭伝には、

董思恭者、蘇州吳人。所著篇詠、甚為時人所重。初為右史、知考功舉事、坐預泄問目、配流嶺表而死。

とあり、さらに『冊府元龜』卷一五二・帝王部・明罰門・高宗龍朔三年四月壬辰条にも、

龍朔三年(六六三) 四月壬辰、右史董思恭以知考功貢舉事、預策問受贓、帝令於朝堂斬之。百僚畢集、帝使謂之曰、「董思恭、策問取錢物、悉已搜獲、乱我憲章、蠹害特甚、事須以殺止殺、懲警後來。公等宜看決思恭、與衆共棄。」……思恭臨刑告變、免死、長流嶺表。

とあり、本文とこれら二つの記事とを合わせると、董思恭は進士科の策問を漏洩したことを摘発され、その罪により朝堂で処刑されるところを、謀反を告発したため、梧州に配流され、そこで亡くなったという。本文の「龍朔中」は、『冊府元龜』卷一五二の記事により、具体的には龍朔三年四月であることが明らかとなる。『唐登科記總目』を見ると、龍朔三年は「貢舉せず」となっており、岑仲勉氏が指摘するように、董思恭の漏洩事件により、この年の進士科の試験は中止になったのであり、徐松が『登科記考』卷二・麟德二年(六六五)条の「進士並びに落下す」にこの記事を注記しているのは誤りである。岑氏前掲『登科記考訂補』を参照。

また、董思恭の官職が、本文では「左史」となっているが、『旧唐書』董思恭伝では「右史」となっている。『冊府元龜』卷一五二の記事も「右史」となっており、おそらく「右史」が正しいと思われる。「右史」とは、皇帝の意を受け詔勅起草する中書舎人のことで、中書舎人は龍朔二年より咸亨元年(六七〇)まで右史と名称が改められていた。

(六) 開耀元年(六八二)、員外郎劉思立……小経を帖するを加えんことを請う 劉思立(?〜六八二)は宋州寧陵の人。高宗期に侍御史と考功員外郎を歴任。『唐会要』卷七六・貢舉中・進士によると、

調露二年(六八〇) 四月、劉思立除考功員外郎。先時、進士但試策而已、思立以其庸淺、奏請帖経、及雜文。自後因以為常式。



とあり、同書卷七五・貢擧上・帖經条例には、

永隆二年(六八一) 八月敕、「如聞明經射策、不誦正經、抄撮義条、纔有数卷。進士不尋史籍、惟誦文策、銓綜芸能、遂無優劣。

自今已後、明經每經帖十得六已上者、進士試雜文兩首識文律者、然後令試策。：即為常式。」

とあるように、進士科の試験が時務策だけだったのを、劉思立は調露二年に帖經と雜文も加えるよう建議したところ、翌年の永隆二年より施行されたことが分かる。本文では、劉思立が建議したのが「開耀元年」となっているが、この「開耀元年」は永隆二年九月に改元した時の元号であり、間違いない。

進士科はこれより帖經・雜文・時務策の試験となるが、この「雜文」の試験について、徐松『登科記考』卷二・永隆二年辛巳条に次のような指摘がある。

按雜文兩首、謂箴銘論表之類。開元間、始以賦居其一、或以詩居其一、亦有全用詩賦者、非定制也。雜文之專用詩賦、当在天宝之季。すなわち、雜文は、はじめ箴・銘・論・表・詩・賦などさまざまなスタイルの作文が出題され、これが詩賦に固定化されたのは天宝年間であるという。傅璇琮著『唐代科舉與文學』(陝西人民出版社、一九八六年)第七章 進士考試與及第「一六四～一七〇頁参照。

(七) 元宗(玄宗)の時、士子殷盛なり、毎歲進士の省に到る者、常に千余人を減ぜず 「元宗」とは、唐の第六代玄宗李隆基(在位七一～七五六)のこと。本文で「玄宗」を「元宗」としているのは、「玄」が清の康熙帝の諱にあたり、「元」で代用させたためである。進士科の受験者数について、『通典』卷一三・選舉典三・歷代制下にも、

其進士大抵千人、得第者百一二。明經倍之、得第者十二。：

とある。ただ、『通典』は進士科の受験者の総数を「大抵千人」としているのに対し、本文は「毎歲進士の省に到る者」が、次の「在館の諸生、更ごも相ひ造詣し…」以下の文章とも繋がることから、本文は各地方から集まってきた受験者である郷貢進士の人数のみを指しているとも考えられる。

(八) 在館の諸生、更ごも相ひ造詣し……之を以て主司の視聽を熒惑す 「在館の諸生」とは、中央に置かれた「六学二館」と呼ばれる国立学校で学ぶ生徒のこと。『唐六典』や『新唐書』卷四四・選舉志上によれば、「六学」とは、国子学・太学・四门学・書学・算学・

律学であり、いずれも国子監に属すが、その中の国子学・太学・四門学では皆儒学を学び、書学・算学・律学ではそれぞれの専門技能を学ぶ。国子学に入学できるのは三品以上の高級官僚の子弟に限られ、太学は五品以上、四門学は七品以上の子弟の入学を原則とする。また「二館」とは門下省所属の弘文館と東宮所属の崇文館であり、国子学と同じく儒学を学ぶ。ここには皇族や外戚、功臣及び三品以上の高級官僚の子弟でなければ入学できない。それぞれの学校の生徒で、修業年限を終えた後に出仕任官を希望する者がいれば、まず国子監が主催する試験（簡試）という）を受け、合格すると、尚書省が実施する省試の受験資格を得られた。このような「学館」出身の他に省試を受験できたのは、各州や県で行われる試験の合格者から優秀者を選抜し、中央に推薦された「郷貢」であった。『唐摭言』巻一「両監」に、

開元已前、進士不由両監者、深以為恥。

とあるように、開元年間以前では、進士科は「両監」、すなわち「西監」西京長安の国子監と「東監」東都洛陽の国子監それぞれの試験を経たもの、要するに学館出身者でなければならぬとする風潮があった。しかし、郷貢出身者が増え、科挙試験の競争が激しくなると、受験者による省試の試験前の請願運動が活発となる。周知のように、宋代以降と異なり、唐代では、知貢挙は受験者について事前に得たさまざまな情報、すなわち、その人物の詩文、世間の評判、有力者の推薦などを考慮し、それらを総合して判定した。そこで受験生はグループを作り、一方で知貢挙に自分の書いた詩文を届けて読んでもらい（「行巻」または「投巻」という）、他方で高官たちにも自分の作品を届けて読んでもらい（「求知己」という）、なんとかコネクションを作って（「関節」という）、知貢挙への働きかけを請願したのである。本文によれば、学館で学ぶ生徒は、郷貢出身者と互いに結びついて「棚」というグループを作り、その中で名声の高いものを「棚頭」と呼ばれるリーダーとし、高官や有力者の所を回って関係をつけ、試験官の判断を惑わせたという。段成式『酉陽雜俎』続集巻四「貶誤」には、玄宗期の天宝年間に、

天宝中、進士有東西棚、各有聲勢。

とあり、進士科受験生には東西二つの棚があったという。李肇『唐国史補』巻下には、受験生のグループのリーダーについて次のような記述がある。

天室中、則有劉長卿・袁成用分爲朋頭、是時常重東府西監。…

また、後の徳宗の貞元年間になつても、『旧唐書』卷一四七・高郢伝に、

…凡九歳、拜礼部侍郎。時応進士举者、多務朋游、馳逐声名。每歳冬、州府薦送後、唯追奉讌集罕肄其業。

とあり、上京してきた受験生の多くが学業そちのけで、グループを作つて名声を挙げることはかり熱心だったという。このような進士科受験生がグループを作つて知貢挙や有力者への請願に狂奔する風潮は、唐末まで続いた。

(九) 其の第せざる者は、率ね…侍郎姚英(奕)、頗る綱紀を振るう 前述したように、唐代では、省試の責任者たる知貢挙を吏部

の考功員外郎が担当していた。ところが、開元二十四年(七三六)に、考功員外郎の李昂が、郷貢進士の李権と議論をしてやりこめられるという事件が起こつた。これを受けて、『唐会要』卷五九・尚書省諸司下・礼部侍郎に、

開元二十四年三月十二日、以考功員外郎李昂為举人所訟、乃下詔曰「每歳举人、頃年以来、惟考功郎所職。位輕務重、名実不倫。欲尽委長官、又銓選委積。但六官之例、体国是同、況宗伯掌礼、宜主賓薦。自今以後、毎年諸色举人及斎郎等簡試、並於礼部集、既衆務煩雜、仍委侍郎專知。」

とあるように、玄宗は考功員外郎では貫禄が足りないと考え、これをきつかけに科挙の担当を吏部から礼部に移し、知貢挙は次官クラスの礼部侍郎に担当させることとなつた。

考功員外郎の李昂と郷貢進士の李権との口論は、『大唐新語』卷一〇・釐革や『唐摭言』卷一「進士帰礼部」にその時のやりとりが記されている。紙幅の都合でここに全文を引用しないが、『唐摭言』卷一「進士帰礼部」によれば、

開元二十四年、李昂員外、性剛急、不容物、以举人皆飾名求称、揺蕩主司、談毀失実、窃病之而将革焉。集進士、與之約曰「文之、美悪、悉知之矣。考校取舍、存乎至公、如有請託於時、求声於人者、当首落之。」

とあるように、そもそのものきつかけとして、李昂は、受験生が前掲註(八)にあるような受験前の請願運動をさかんに行っていることを大変苦々しく思っていたのである。

姚奕は、生没年未詳。「開元の治」の中心人物として玄宗を補佐した宰相の姚崇(六五〇～七二一)の子。開元末に礼部侍郎、尚

書右丞となった。『旧唐書』卷九六・『新唐書』卷一二四の姚崇伝を参照。『唐語林』卷八によれば、姚奕が知貢挙となったのは開元二十四年、二十五年とするが、徐松『登科記考』卷一は開元二十五年、二十六年とする。姚奕が「頗る綱紀を振る」った内容については、次の註(二〇)を参照。

(二〇) 其の後、明経は墨策を停め、……六(大の誤り) 経を帖し、論語を加う 『唐会要』卷七五・貢挙上・帖経条例に、

(開元) 二十五年(七三七) 二月敕「今之明経・進士、則古之孝廉・秀才。近日以来、殊乖本意、進士以声律為学、多昧古今。明経以帖誦為功、罕窮旨趣、安得為敦本復古、経明行修? 以此登科、非選士取賢之道。其明経自今以後、毎経宜帖十、取通五已上。免旧試一帖、仍按問大義十条、取通六已上。免試経策十条、令答時務策三道、取粗有文理者、与及第。其進士宜停小経、准明経帖大経十帖、取通四已上、然後准例試雜文及第者、通与及第。其明経中有明五経已上、試無不通者、進士中兼有精通一史、能試策十条得六已上者、委所司奏聽進止。其試進士等唱第訖、具所試雜文及策、送中書門下詳覆。其所問明経大義日、須对同挙人考試。応能否共知、取舍無愧、有功者達、可不勉歟!」【原注…此詔因姚奕奏。】

とあり、開元二十五年より明経科と進士科の試験内容の改革が実施されたのである。原注に「此れが詔は姚奕の奏に因る」とあることから、これが礼部侍郎で知貢挙だった姚奕の上奏を受けて実施されたことが分かる。本文では、進士科は従来からの時務策に加えて、大経と『論語』の帖経の試験も行われたとあるが、『通典』卷一五・選挙典三・歴代制下には、

…進士所試一大経及爾雅、【原注…旧制、帖一小経并注。開元二十五年、改帖大経、其爾雅亦并帖注。】  
とあり、『爾雅』を挙げている。

(二一) **是れ自り、挙司に多く聲牙…進士は帖経を以て大と為す** 科挙試験の受験者が増加することに伴い、帖経の試験でも受験生の差をつけるために、さまざまな工夫が凝らされた。『通典』卷一五・選挙典三・歴代制下は次のように記す。

後挙人積多、故其法益難、務欲落之、至有帖孤章絶句、疑似参互者以惑之。甚者、或上抵其注、下余一二字、使尋之難知、謂之「例拔」。既甚難矣、而挙人則有駢聯弧絶・索幽隱為詩賦而誦習之、不過十数篇、則難者悉詳矣。其於平文大義、或多牆面焉。

のちに受験者が増えたので、だんだん難しくなり、できるだけ落とそうとするようになった。わざわざ孤立した章句や、まぎらわしい

所を伏せて惑わせる。あるいは、上は注の部分に続き、下は一、二字しか残っていない所を選んで分かりにくくしたのを「倒拔」と言った。このように難しくなると、受験生も、孤絶したところ・分かりにくい所を抜き出して暗誦し、十数篇ばかりで、難しい所はほとんど詳しくなる。しかし、平易な文章の内容については、ほとんど何も分かっていないという。「警牙」は語句や文章がこつこつして、理解しにくいこと。

(二二) 天宝の初め、達奚珣・李巖(巖の誤り)、相い次いで貢挙を知す 『唐語林』卷八・補遺によると、達奚珣(?~七五七)が知貢挙となっていたのは、天宝二年・三載・四載・五載であり、この時は礼部侍郎ではなく中書舍人であった。李巖(生没年不詳)が知貢挙を務めていたのは、天宝六載・七載・八載である。

(二三) 進士の文名高くして帖落する者、時に試時放過と謂い、之を贖帖と謂う 『唐語林』卷八には、本文をもとにして書かれた条文があるが、この部分は、

進士声名高而帖落者、時或試時放過、謂之贖帖。

とあり、本文の「時に試時放過と謂い」に当たる部分を「時に或いは詩を試み放過せらる」と訓読し、「進士で名声が高いにもかかわらず帖経の試験に落ちた者は、いつも詩を作ることで許された。これを「贖帖」という」と訳せて文意が通じる。本文の「時謂試時放過」は『唐語林』の傍点部分に改めるべきである。

(二四) 十一年(七五二)、楊国忠初めて……試み、仍お前後一行開くと 楊国忠(?~七五六)は、唐の玄宗期の権臣。蒲州永樂(現在の山西省芮城県)の人。本名は釗といい、国忠は玄宗から賜った名。楊貴妃とは再従兄にあたる。はじめは宰相の李林甫と結び出世を図ったが、李林甫が死ぬと宰相となり、李林甫一派を排除して実権を握った。安祿山と対立し、安史の乱を誘発した。天宝十一年十一月に楊国忠は右相兼文部尚書となった。この年に吏部の名称を文部に改めたので、「楊国忠初めて選事を知す」とは文部尚書になったことを指しているのかもしれない。ただ、『唐語林』卷八・補遺によると、天宝十一年に知貢挙となっているのは李麟であり、さらに『府元龜』卷六四〇・貢挙部二・条制門二に、

(天宝十一年) 十二月、敕、「礼部举人、比来试人、頗非允当。帖経首尾、不出前後復取「者・也・之・乎」、頗相類之處下帖。為弊已久、

須有釐革。」礼部起請、每帖前後、各出一行相類之処、並不須帖。是載、礼部侍郎陽浚始開為三行。【原注：不得帖斷絕疑似之言也。】

……

とあり、十二月の時点では陽浚が知貢奉となっている。

(一五) 是の歳人を收むるに、常歳に倍する有り 「是の歳」とは、帖経の試験方法が変更になった後であるから、天宝十二載(七五三)にあたる。『唐登科記総目』でその前後の進士科の合格者数を見みると、次のようになり、天宝十二載の合格者はその前後の年に比べて二倍の人数となっている。

十載 進士二十人

十一載 進士二十六人

十二載 進士五十六人

十三載 進士三十五人

十四載 進士二十四人

(一六) 故に当代は、進士登科を以て……十数年間、迹を廟堂に擬う 玄宗の開元年間以降、進士科が特に重視されたことについては、『通典』巻一五・選舉典三・歴代制下にも、封演とほぼ同時代人の沈既済による同様の指摘がある。

礼部員外郎沈既済曰「……以至於開元・天宝之中、……是以進士為士林華選、四方觀聽、希其風采、每歲得第之人、不浹辰而周聞天下。故忠賢雋彥韜才毓行、咸出於是、而桀姦無良者或有焉。故是非相陵、毀稱相騰、或扇結鉤党、私為盟敵、以取科第、而声名動天下。或鉤摭隱匿、嘲為篇詠、以列於道路、迭相談訾、無所不至焉。」

(一七) 事を好む者は、其の姓名を神龍……昭示し、後進を發起する所以なり 神龍は高宗期の年号、西暦七〇五〜七〇七年。唐人が編纂した登科記は、宋の王応麟撰『玉海』巻一一五・選舉に引く姚康『科第録』十六巻の注に、「長慶二年(八二二)五月十二日序して曰く、『武德自り已來、登科名氏の編紀は、凡そ十余家あるも、皆備具せず』」とあるように、長慶二年以前には十数種類あった。しかも、唐・裴庭裕撰『東觀奏記』巻上によれば、

上(宣宗) 雅尚文学、聴政之暇、常賦詩、尤重科名。大中十年(八五六)、鄭顥知挙後、上宣索科名記。顥表曰、「自武德已後、便有進士諸科。…所伝前代姓名、皆是私家記録。…」

とあるように、これらはいずれも個人で編纂したものであった。ただ、『新唐書』卷五八・芸文志二には、崔氏『唐顥慶登科記』五卷【原注…失名】、姚康『科第録』十六卷【原注…字汝諧、南仲孫也。兵部郎中、金吾將軍。】、李弈『唐登科記』二卷の三種類を挙げるのみである。本文で言及する「登科記」は、神龍年間より進士及第者の姓名を記したものとあり、後世に残らなかった十余種類の一つだったのであろう。ちなみに、傅璇琮氏は、『玉海』卷一一五・選挙が引用する『中興書目』の「崔氏登科記」一巻の注に「貞元十七年三月丁亥、校書郎趙修序して曰く…」とある趙修の序が、『文苑英華』卷七三八にある趙修「李奕登科記序」や『全唐文』卷五三六の李奕「登科記序」と、作者や題名が誤って掲載されていることを明らかにした上で、趙修の序に、崔氏の編纂した『顥慶登科記』は高祖の武徳年間より徳宗の貞元年間までの進士及第者の姓名を記したものであると記すことから、「顥慶」は高宗期の年号ではあるものの、崔氏という「顥慶」が果たして年号を指すのか、あるいは広く「喜ばしい、めでたい」という意味の言葉として用いているのか分らないという。傅璇琮氏前掲書、第一章「材料叙説：唐登科記孝策」三〇一四頁参照。

(一八) 余初めて擢第せらるるや、太学の諸人は共に余の姓名を旧紀の末に書く 本文の著者の封演は、本書卷二・石経条に「天宝中、予は太学に在り、…」とあるように、天宝年間に太学で学んでいたが、『新唐書』卷五六・芸文志二には、

封演『古今年号録』一卷【原注…天宝末進士第】

とあり、徐松『登科記考』卷一は、これをもとに封演を天宝十五載(七五六)に進士及第とする。

(一九) 進士の張縉は、漢陽王東之の…企羨すること此くの如し 「漢陽王東之」は張東之(六二五〜七〇六年)のこと。張東之は、襄州襄陽(現在の湖北省)の人で、字は孟将。則天武后が病床に就くと、神龍元年(七〇五)正月に張東之は崔玄暉、桓玄範らと共に、兵を發して武后の寵愛をうけ權勢を振るっていた張易之・昌宗兄弟を斬り、武后に退位をせまり、中宗を復位させた。この功により、漢陽郡公に封ぜられ、さらに漢陽郡王に封ぜられた。その後、武三思と対立して失脚した。『新唐書』卷七二下・宰相世系表下は、張縉の名を「縉」としている。

唐代では、多くの仏名を羅列し、これを読誦し礼拝することで、滅罪等の功德を得られる仏名經典が広く普及し、これらの經典を用いた宗教儀則、法会などが盛んに行われた。ここで「千仏名經」とあるのは、『現在賢却千仏名經』かもしれない。

(二〇) 李右相廟堂に在り、進士の……聞く者は愕然として失錯す 「李右相」とは、李林甫のこと。天宝元年(七四二)、侍中を左相に、中書令を右相に名称が改められた。礼部侍郎の李暉が知貢挙となっていたのは、天宝九載(七五二)であり、当時の右相は李林甫、左相は陳希烈がそれぞれ務めていた。

前述したような受験生の売りこみは、知貢挙に対してだけ行われたのではない。唐代の科挙試験では、高官たちも受験生について知貢挙に意見を述べ、推薦することができた(「公薦」という)。また名簿にして渡すこともあった(「通榜」という)。そこで、受験生は何とかして高官とのコネを作ろうとした。また、当時の権力者による科挙試験への干渉も行われた。ここでは、皇帝である玄宗が進士科の試験に干渉したのである。

李林甫(？～七五二)は、唐の高祖李淵のいとこである長平王李叔良の曾孫にあたる。玄宗朝では、則天武後の時より台頭してきた科挙出身者と、則天武后により一度は撲滅されたものの、玄宗朝に入って復活してきた閩隴系出身者が対立する中で、閩隴系の李林甫は宰相を玄宗朝で最長の十九年間(七三四～七五二)務めた。「口に蜜あり、腹に劍あり」といわれ、とかく学問的教養のないことが批判されたが、本文ではそれとは違う李林甫の一面がうかがえる。『旧唐書』卷一〇六・『新唐書』卷二三上・姦臣列伝上にそれぞれ列伝あり。

(二一) 宝応二年(七六三)、楊綰は礼部……罷め、復た明經・進士と為す 『唐会要』卷七六・貢挙中・孝廉挙によると、

宝応二年六月二十日、礼部侍郎楊綰奏請、毎歳挙人、依郷挙里選、察秀才孝廉、勅令公卿以下集議。…勅旨「毎州毎歳察孝廉、取在郷閭有孝弟廉恥之行薦焉、委有司以礼待之、試其所通之学。五経之内、精通一経、兼能对策、達于治体者、並量行業授官。其明經・進士並停、道挙亦宜准此、況所司作条件処分。」

とあり、楊綰の奏請により、いったんは明經科と進士科の停止と、孝廉科の復活が決まったが、同年七月二十六日に楊綰による貢挙の条目に関する奏請を受けて出された敕文では、



敕旨「進士・明経、置来日久、今頓令改業、恐難其人。諸色举人、宜與旧法兼行。」

とし、従来からの進士科・明経科と、孝廉科の試験が並行して実施されることとなった。本文では孝廉科が停止となり、再び進士科と明経科を中心とする試験に戻った時期が明記されていないが、『唐会要』によれば、建中元年（七八〇）六月九日である。

#### 【現代語訳】

国（唐）の初め、明経科は二経に精通した者を選抜するのに、まず帖文の試験を行い、次に（経書の）文章について墨策十道を試みた。秀才科は国政の方針を問う方略策を課し、進士科は時事問題を問う時務策を課した。（尚書省吏部の）考功員外郎が科挙試験を担当した。その後、举人は（秀才科の）方略策の受験をおそれ、秀才科を受験するものがほとんどなくなってしまい、多くは明経科と進士科を受験するようになった。貞観二十年（六四六）、王師旦は考功員外郎となった。冀州の進士である張昌齡と王瑾はどちらも文章が素晴らしく、その名声は都にまで鳴り響いていた。（しかし）王師旦は二人の策文を審査して下等とし、朝廷にいた者たちは誰もその理由が分からなかった。王師旦が（合格者の）等級を申し上げる時に、太宗は（合格者の中に）張昌齡らの名前が無いのを不審に思い、師旦にその理由を問うた。師旦は「彼らは確かに素晴らしい文才を持っています。しかしながら、その文体は軽薄で、文章は華やかで内容がなく、きつと優れた人物とはならないでしょう。私は、後世の人々が彼らの真似をして、陛下が築き上げた気風が変わってしまうのが心配です」と述べた。太宗は（王師旦の言う事を）その通りだと認めた。後に、張昌齡は長安県の県尉となり、収賄の罪に坐して免官となり、王瑾も特に功績をあげることもなかった。高宗の時になると、進士科の選抜が厳しくなった。龍翔（龍朔の誤り）年間（六六一―六六三）には、詔を出して、左史（右史の誤り、中書舎人）の董思恭に考功員外郎の権原崇と共に科挙の試験官を担当させた。董思恭は呉の出身で、軽はずみな性格で、進士科の試験問題を漏らしてしまった。司法機関の三司（刑部・御史台・大理寺）が取り調べ、贓汚狼藉の罪に当たるとした。西朝堂で謀反を告発したため、死刑は免じられ、除名されて、梧州へ追放された。開耀元年（六八一）、考功員外郎の劉思立は進士科の試験が時務策のみであるのが、あまりにも浅はかであると考えて、雑文二道も試験し、あわせて小経の帖経の試験も加えるようお願いした。

玄宗の時になると、受験者が増え、毎年（各地方から集まる）郷貢進士で尚書省に出頭した者は千人を下回らなかった。（彼らと）中央の国立学校で学ぶ学生は互いに訪問し、互いに受験生を奪い合いながら「棚」と呼ばれるグループを作り、その中で名声の高いものを「棚頭」と呼び、高官や有力者の所で、訪問しない所はなかった。これにより、試験官の判断は惑わされることになった。そして、不合格者はおおむね騒がしく訴えて、考功員外郎はこれを防ぐことができなかった。開元二十四年（七三六）冬、ついに科挙の担当を礼部に移させ、礼部侍郎の姚英（奕の誤り）は大いに規律を正した。その後、明経科は墨策をやめて、（代わりに）（経書の）口頭試験と時務策三道の試験を実施し、進士科は（小経から）大経の帖経の試験に変わり、これに『論語』（の帖経の試験）も加わった。これより、試験官が出す出題形式には聳牙・弧絶・倒拔・築注と呼ばれるようなものがあつた。受験生の多くはそれほど経書の内容に詳しくなく、白髪で試験場にあらわれる者さえいた。ゆえに、進士科にとって帖経の試験の負担は大きかった。天宝の初め、達奚珣と李巖（巖の誤り）が相次いで知貢奉となつた。進士で文章家としての名声が高いにもかかわらず、帖経の試験に落ちた者は、代わりに詩を作つて免除された。これを「贖帖」といつた。（天宝）十一年（載、七五二）、楊国忠は初めて科挙試験を担当した。進士の孫季卿はかつて楊国忠に会い、礼部の帖経の試験の弊害が大きいことを訴え、挙人で優れた才能があつたとしても、帖経に落ちてしまえば、散文の試験を受けることができないので、もし、先に散文の試験をし、その後帖経の試験をすれば、（在野に）残されたままの有能な人材もいなくなるでしょう、と述べた。楊国忠は（孫季卿の言う事を）その通りだと考えた。それから間もなくして、進士科の受験生は先に帖経を受験するが、（その試験では）前後の一行を開く（三行を開く）こととした。次の年、（進士科の）合格者数はいつもの年の二倍となつた。また、旧例では、雑文の試験に、詩と賦、あるいは合わせて頌論の創作も課されたが、その題目は多くがはるか昔の句から出される。策問五道のうち、旧例では、三道を時務策、一道を商（略策）、一道を徵事とした。近年、商略の（判定の）中には異議があるものの、ほとんどは広くさまざまなことに通じていなければ、この試験に合格することは難しい。ゆえに、今は、進士科を登竜門とし、任官したならば、ほとんどが重要な官職に就任し、十数年間、朝廷で実績を残すことができる。軽薄な者は「合格した進士は中書・門下両省の郎官に体をかがめ、落第した者は蒲州や華州の長馬に挨拶をする」といい、あるいは「進士が初めて合格すると、頭上に七尺の頭光があらわれる」という。物好きな人は、その（進士科の合格者の）姓名を神龍年間より今日まで記録し、これを『進士登科記』という。

優れた先輩を示すことで、後進を啓発するのが目的である。私が初めて進士科に合格すると、太学の生徒たちは一緒に私の姓名を（『進士登科記』の）最後に書き入れた。進士の張繹は漢陽王張柬之の曾孫であるが、初めて落第した時に、両手で『登科記』をうやうやしくささげ持つて頭上におしいただき、「これは千仏名経である」と言った。こんなにも進士科の合格をうらやましく思っているのである。

李右相（李林甫）が朝廷にいた時に、進士の王如泚という者、妻の母親が伎芸で供奉し、玄宗は彼女に新たな官職を与えようとしたところ、礼を述べながら「私の娘婿の王如泚は、進士科を受験しております。陛下のお恵みで、合格を与えていただけないでしょうか」とお願いした。玄宗はこれを承諾し、（王如泚を）合格させるよう礼部にゆだねた。礼部侍郎の李暉は宰相へ会いに行った。李林甫は「王如泚の文章は合格できるのか？」と尋ねると、李暉は「合格にしてもいいですし、合格にしなくてもいいです」と答えた。李林甫は「そうならば、合格させるべきではない。明経科と進士科は人材を獲得できる所だ。もし、陛下が特別な待遇をお望みなら、（王如泚に）官職を与えるべきである。もし王如泚を及第させたならば、一体何をもって示すことができるだろうか」といい、みずから上奏し、玄宗の考えをうかがおうとした。王如泚の仲間たちは祝宴をもよおし、車馬は門にたくさん集まっていた。にわかの中書から礼部に「王如泚は前例に従って試験すべし」との命令書が下された。これを聞いたものは驚き、とりみだした。

宝応二年（七六三）、楊綰は礼部侍郎となり、挙人は德行を重んじず、軽薄な者が多いので、（漢代の選挙制度である）郷挙里選による選抜を行うよう申し出た。そこで全国に秀才・孝廉科による選抜を行うよう命令を下した。しかし、科挙試験の規則はようやく細密さを加えつつあり、德行で官職を与えようとしてもうまくいかず、この科（秀才孝廉科）に応ずるものはますます少なくなったので、ついにこれを廃止し、再び明経科と進士科を置くことになった。

（高瀬 奈津子）

## 〔二〕『封氏聞見記』卷三・制科

## 【原文】

國朝于常舉取人之外、又有制科。搜揚拔擢、名目甚衆。則天廣取才彥、起家或拜中書舍人・員外郎、次拾遺・補闕。元宗御極、特加精選、下無滯才。然制舉出身、名望雖高、猶居進士之下。

宦途之士、自進士而歷清貫、有八僞者。一曰進士出身、制策不入。二曰校書、正字不入。三曰畿尉、「欠字」不入。四曰監察御史、殿中「欠字」不入。五曰拾遺、補闕不入。六曰員外郎、郎中不入。七曰中書舍人、給事中不入。八曰中書侍郎、中書令不入。言此八者尤爲僞捷、直登宰相、不要歷餘官也。

同寮遷拜、或以此更相譏弄。御史張瓌兄弟八人、其七人皆進士出身、一人制科擢第。親故集會、兄弟連榻、令制科者別座、謂之「雜色」、以爲笑樂。

舊舉人應及第、開檢無籍者不得與第。陳章甫制策登科、吏部勝放。章甫上書。「昨見勝云、『戸部報無籍記者』。昔傳說無姓、殷后置於于鹽梅之地。屠羊隱名、楚王延以三旌之位。未聞徵籍也。范睢改姓易名爲張祿先生、秦用之以霸。張良爲韓報仇、變姓名而遊下邳、漢祖用之爲相。則知籍者所以計租賦耳。本防群小、不約賢路。若人有大才、不可以籍棄之。苟無其德、雖籍何爲。今員外吹毛求瑕、務在駁放、則小人也卻尋歸路、策藜杖、著草衣、田園芸蕪、鋤犁尚在。所司不能奪、特諒執政收之、天下稱美焉。

常舉外、復有通五經・一史、及進獻文章、并上著述之輩、或付本司、或付中書考試、亦同制舉。

開元中、有唐類上啓典一百三十卷、穆元休上洪範外傳十卷、李鎮上注史記一百三十卷、史記義林二十卷、辛之顛上叙訓兩卷、卞長福上續文選三十卷、馮中庸上政事錄十卷、裴傑上史護異議、高嶠上注後漢書九十五卷。如此者、并量事授官、或霽賞賚、亦一時之美。

## 【訓読】

国朝は常挙において人を取るの外、又た制科有り。搜揚拔擢するに、名目甚だ衆し〔一〕。則天は広く才彥を収め、起家するや或い

は中書舎人・員外郎、次いで拾遺・補闕を拜せしむ(二)。元(玄)宗御極し、特に精選を加え、下に滞才無し(三)。然れども制挙出身は、名望高きと雖も、猶お進士の下に居る(四)。

宦途の士は、進士自りして清貫(貴)を歴るに、八備なる者有り(五)。一に曰く進士出身、制策は入れず。二曰く校書、正字は入れず。三に曰く畿尉、一欠字不入。四に曰く監察御史、殿中一欠字は入れず。五に曰く拾遺、補闕は入れず。六に曰く員外郎、郎中は入れず。七に曰く中書舎人、給事中は入れず。八に曰く中書侍郎、中書令は入れず(六)。言うこころ此の八者、尤も備捷と為し、直に宰相に登り、余官を歴るを要さざるなり(七)。

同寮選擇するに、或いは此を以て更も相い譏弄す(八)。御史張瓌は兄弟八人、其の七人は皆な進士出身、一人は制科擢第す(九)。親故集会するに、兄弟は榻を連ね、制科の者をして別に座せしめ、之を「雑色」と謂い、以て笑樂と為す(一〇)。

旧は拳人の応に及第せんとするや、籍無き者を開検し第を与るを得ず(一一)。陳章甫は制策もて登科し、吏部勝放す。章甫上書すらく「昨、勝を見るに云らく、『戸部は籍記無き者を報ず』と(一二)。昔、傳説は姓無く、殿后塩梅の地に置く(一三)。屠羊名を隠し、楚王延くに三旌の位を以てす。未だ徵籍するを聞かざるなり(一四)。范睢は姓を改め名を易えて張祿先生と為し、秦は之を用いるに霸を以てす(一五)。張良は韓のために報仇し、姓名を変えて下邳に遊ぶ、漢祖は之を用いるに相と為す(一六)。則ち籍を知るは、租賦を計るが所以なるのみ。本より群小を防ぎ、賢路を約しほらず。若し人に大才有らば、籍を以て之を棄つるべからず。苟くも其の徳無ければ、籍あると雖も何をか為さんや(一七)。今ま員外は吹毛求瑕し、務めて駁放に在れば、則ち小人なるや卻りて帰路を尋ね、藜杖を策し、草衣を著る。田園の芸蕪、鋤犁尚お在り」と(一八)。所司奪うこと能わず、特に執政に諮りて之を取め、天下称美す(一九)。常拳の外、復た五経・一史に通ず、及び文章を進献す、並びに著述を上るの輩有り。或いは本司に付し、或いは中書に付して考試するも、亦た制拳と同じ(二〇)。

開元中、唐類啓典二百三十卷を上り(二二)、穆元休洪範外伝十卷を上り(二三)、李鎮注史記一百三十卷、史記義林二十卷を上り(二四)、辛之顎叙訓兩卷を上り(二五)、卞長福續文選三十卷を上り(二六)、馮中庸政事録十卷を上り(二七)、裴傑史護異議を上り(二八)、高嶠注後漢書九十五卷を上る有り(二九)。此の如きは、並びに事を量りて官を授け、或いは賞賚うらわに霑あるも、亦た一時の美なり(三〇)。

## 【註釈】

(一) 国朝は常挙において人を取るの外、又た制科有り。搜揚拔擢するに、名目甚だ衆し。唐朝の科挙には通常毎年行われる一般試験の「常挙」と、不定期に行われる特別試験の「制科（制挙）」とがあった。

制挙とは皇帝が詔を下して人材を募る方法である。既に漢代には賢良方正の科目があったが、九品中正法が行われた魏晋南北朝期には停廃していた。のち隋文帝により制挙として復活し、唐代に広く行われたのである。唐代に初めて制挙が行われたのは、『唐会要』卷七六、制科挙によれば、顕慶三年（六五八）の「志烈秋霜科」で、その及第者は韓思彦とされているが、実際には貞観十一年（六三七）より既に行われていたようである。『中国考試通史』卷一（首都大学出版社、二〇〇四年）第二章「唐代的制挙考試」参照。

制挙は「非常の才」を抜擢することが目的であり、皇帝が「名目」すなわち科目名を決定し、ときに策試に臨むこともあった。応募者は多いときで二千人、少ないときでも千人を下らなかったとされるが、合格者は極めて少なく、一度の試験で多いときでも二〇人を超えることはなかった。科目名も独特で、右に挙げた「志烈秋霜」のほか、「岳牧挙（高宗永隆元年）」、「文芸優長科（則天武后万歲通天元年）」、「直言極諫科（玄宗開元元年）」などさまざまなものがある。『文獻通考』卷三三・選舉六「唐制科名目及中制科人姓名」、及び王寿南『隋唐史』第四章「学校与考選制度」所載の「唐代制挙科目及登科人数統計表」五四九～五五六頁参照。制挙登第の著名な唐官僚としては、張九齡・苗晋卿・顔真卿・柳公綽・裴度・元稹・白居易・牛僧孺・李宗閔・杜牧などがある。

なお、常挙・制挙の他にも、生徒（太学などの学校出身）、郷貢（州県からの推薦）、皇帝の寵任、皇室関係者、輸財（財物の上納による受官）、藩鎮奏授（節度使府からの推挙）、門蔭など、唐朝ではさまざまな人材登用法が行われており、常挙・制挙などの科目試験を経て官僚となる者は、全体数からみて決して多くはなかった。

(二) 則天は広く才彦を収め、起家するや或いは中書舍人・員外郎、次いで拾遺・補闕を拜せしむ。「則天」は則天武后（在位六九〇～七〇五）。「才彦」は才能の秀でている人。則天武后は光宅元年（六八四）に睿宗を廢して政治の実権を握ったのち、永昌元年（六八九）六月に「求訪賢良詔」（『文苑英華』卷四六二、翰林制詔）を下して、人材選抜を行っている。

鸞臺。上之臨下、道莫貴於求賢。臣之事君、功豈踰於進善。所以允擬庶績、式靜群方、成大厦之凌雲、濟巨川之沃日。故周称多士、

著美風謠。漢号得人、垂芳竹素。歴観前代、罔不由茲。朕雖宵分輟寝、日旰忘食、勉思政術、不憚劬勞、而九域之至広、豈一人之  
 独化。必佇材能、共成羽翼。……取人以器、求才務適。所司仍具為限程、副朕意焉。主者施行。

「起家」は科擧に合格するなどして、入官資格を得ること。黄正建「唐代的『起家』與『釋褐』」(『中国史研究』二〇一五年第一期、二〇一五年)参照。「中書舍人」は中書省の属官で、定員は六人、品階は正五品上。詔令の起草や政事の参議を掌る。「員外郎」は尚書省各部の郎中の次官で従六品上。「拾遺」は則天武后の垂拱元年(六八五)にはじめて設置され、定員は左右それぞれ二人ずつであったが、のち各六人に増員された。左拾遺は門下省に、右拾遺は中書省に属し、品階は従八品上、天子に扈從して、諷諫や廷議・封上等を掌った。「補闕」も拾遺と同じく垂拱元年に創設された官名で、定員は左右各二人、左補欠は門下省に、右補闕は中書省に属し、品階は従七品上。拾遺とともに皇帝に扈從した。

武后は実権掌握後、独自に登用した人材を中書舍人や員外郎に任用した。そして左右補闕や左右拾遺を新設し、彼らのポストを確保したのち、次々と制擧を行って政権内部に息のかかった人材を増員していったのである。

(三) 元(玄) 宗御極し、特に精選を加え、下に滞才無し 玄宗(在位七二二〜七五六)は先天元年八月に父睿宗より讓位されて「御極」すなわち皇帝位に就いた。「滞才」は、遺留されたまま、まだ登用されていない人材をいう。

(四) 然れども制擧出身は、名望高きと雖も、猶お進士の下に居る 唐では州県の長官の推薦を受け、或いは太学等の学校を経て、科目試験である礼部試に合格した者を「出身」といった。この「出身」は、官僚になるための資格であり、ここから更に身・言・書・判の四科目の吏部試を経て、ようやく任官が行われるのである。ここにみえる「制擧出身」は制擧の合格者をいい、その「名望」すなわち名誉や人望は、常擧の進士科に合格した者より、一段下に考えられていたことを述べる。

(五) 宦途の士は、進士自りして清貴(貴)を歴るに、八儁なる者有り 「宦途」は官途のこと。ここでの「清貴」は伝統的に「清」または「貴」とされる官で、エリートコース上のポストとみなされていた尚書省吏部・兵部・礼部・孝功・尚書都省・御史台・中書門下の七司所屬の官をさす。

「八儁」は進士科に合格して起家してから、のち職事官に就き昇進して宰相に至るまでの、最短コースの官名をいう。以下一〜八ま

でを整理すると、職進士出身↓校書(太子司経局正九品下・秘書省正九品上)↓畿尉(畿県の尉。正九品下)↓監察御史(正八品上)↓拾遺(門下左拾遺・中書右拾遺従八品上)↓員外郎(従六品上)↓中書舍人(正五品上)↓中書侍郎(正四品上)となる。

(六) 一に曰く進士出身、制策は入れず……八に曰く中書侍郎、中書令は入れず 「制策」は天子が策文を作成して試験を行い人材を採用すること、すなわち「制挙」「制科」と同じ。「不入」は「入れない」で、八倂には数えないという意味。「七日中書舍人、給事中不入。八日中書侍郎、中書令不入」の部分は底本になく、『唐語林』巻八より補う。

この部分については、つとに池田温氏が、進士出身から中書侍郎へ至る「八倂」を出世の最短コースとして抽出し、また原文の「不入」以下、つまり「不入制策」に続く、制策↓正字(太子司経局従九品下・秘書省正九品下)↓「欠字」(池田温氏は「京尉」従八品下とする)↓殿中「欠字」(池田温氏は「殿中侍御史」従七品下とする)↓補闕(門下左補闕・中書右補闕従七品上)↓郎中(従五品上)↓給事中(正五品上)↓中書令(正三品)を、八倂より一段落ちるコースとする。この池田氏の見解については、礪波護氏も同様に、八倂と、それに次ぐコースとを説明したものである。池田温「律命官制の形成」(『岩波講座世界歴史』5、岩波書店、一九七〇年)、及び礪波護「唐代の県尉」(同氏著『唐代政治社会史研究』、同朋舎出版、一九八六年。初出は一九七四年)。

これに対して小島浩之氏は、八倂に次ぐと解されてきた制挙から中書令までのコースは「制度的裏付けがなく成立し難い」とし、「これらは各遷転段階において八倂から外れた場合の次善ポストを示したと考えるべきなのである」とする(小島浩之「唐代後半期の官僚人事と八倂」、明治大学東洋史談話会『明大アジア史論集』第一八号、二〇一五年三月)。

いずれを可とみるかを述べる前に、まず本条は「制科(制挙・制策)」について書かれた部分であることを確認しておきたい。『封氏聞見記』には、本条とは別に「常挙」の項目が立てられており、通常試験である進士科やその出身コースである八倂については、本来そちらで説明すべき内容である。にもかかわらず封演が、臨時試験である「制科」の項目に八倂の説明を入れているのは、本条にある「然れども制挙出身は、名望高きと雖も、猶お進士の下に居る」という一文を強調する意味が込められているからであろう。制科出身者は、天子自らが必要に応じて直接採用した人材であり、進士と同等の出世コースをたどり、或いは進士出身者より品階の高い官職につくこともあるが、官僚界におけるその「名望」は、進士の八倂に及ばないことを述べたのである。



そのように考えると、まず「不入」は文字通り「入れず」の意味で、制策出身では八僞には数えないことを明言したものであり、以下制策出身者が出世コースにおいて、進士出身者に比肩し、或いはより高い官にあつても、それは八僞とはみなされないことを跡付けた説明と理解できる。従って、従来「八僞に次ぐコース」とされてきた制策以下の記述は、小島氏の疑義のとおりであろう。ただし、小島氏は両者をスタートの違ひとのみとらえているが、本条の文脈に拠る限り、唐朝官僚の出世コースにおける進士出身と制策出身とは、起家後においても名望に厳然たる区別があつたのであり、両者を同様にみても指摘しておきたい。

(七) 言つころ此の八者、尤も僥捷と為し、直に宰相に登り、余官を歴るを要さざるなり 「僥捷」は昇進が早いこと。八僞をたどる者は「余官」すなわち他官を経る必要はなく、速やかに宰相位に就くことをいう。

(八) 同寮遷拝するに、或いは此を以て更も相い譏弄す 「遷拝」の「遷」は、ある官職から別の同級ないしは高級の官職へと調任されること、「拝」は隋唐期における官職の正式な任命をさす詞で、人事異動における昇進をいう。「譏弄」は譏笑嘲弄すなわち、そしり笑い、あざけりからかうこと。

(九) 御史張環は兄弟八人、其の七人は皆な進士出身、一人は制科擢第す 張環については、生没年及び官歴ともに不詳。宋・樂史『広卓異記』巻一九・拳選「兄弟七人進士及第」条に「右按『登科記』、張琪・弟環・璜・珮・琬・瑀兄弟七人並進士及第、後琪為宏(弘)文館學士、環集賢學士」とあり、『全唐文』巻三五二・張環小伝に「環、開元中進士、官侍御史」とある。清・徐松撰、孟二冬補正『登科記考補正』(北京燕山出版社、二〇〇三年)一一七九頁参照。「擢第」は及第するの意。

(一〇) 親故集会するに、兄弟は榻を連ね、制科の者をして別に座せしめ、之を「雑色」と謂い、以て笑楽と為す 「親故」は親戚と知古。榻は背もたれと臂かけのあるこしかけ、牀の低く細長いもの。「雑色」とは本来、常拳・制拳・任子(門蔭)とならぶ選官制度の一つをいうが、ここでは卑しいという意味での嘲りの言葉として使われている。「笑楽」は、わらい楽しむこと。

(一一) 旧は拳人の応に及第せんとするや、籍無き者を開検し第を与るを得ず 旧はむかし。「拳人」は、漢代に官吏の適任者として地方長官から推挙を受けた者をいい、のち唐代には常拳・制拳の官吏登用試験の受験者をいう。籍は戸籍。「開検」は開験、開いて調べること。「第」は及第。

(一二) 陳章甫は制策もて登科し、吏部勝放す。章甫上書すらく「昨、勝を見るに云らく、『戸部は籍記無き者を報ず』と。陳章甫は、開元年間に太常博士であった陳貞節の子で、唐・林宝撰『元和姓纂』卷三には「太常博士陳章甫、江陵人」とある。『全唐文』卷七三七の作者小伝には「開元中進士」とするが、本条から制挙出身であったことがわかる。また章甫の次子・陳造の墓誌「故潤州延陵県令潁川陳府君墓誌名并序」(『全唐文補遺 千唐誌齋新藏專輯』三秦出版社、二〇〇六年、二八三頁)には「父章甫、左拾遺」とある。李德輝『全唐文作者小伝正補』上・下(遼海出版社、二〇一一年)三六八頁参照。「勝放」は放榜または放榜と同じ、試験の合格者を発表すること。「昨」は以前。「籍記」は戸籍の記録の意。「昨……」以下「鋤犁尚在」までは陳章甫の上書の内容である。これは『全唐文』七三七に「与吏部孫員外郎」として全文が載るが、本条所掲部分とは文詞の異なる部分も多い。

(一三) 昔、傳説は姓無く、殷后塩梅の地に置く。「傳説」は商王武丁の大臣で、もともと傅岩の野において版築土木に従事していた奴隸であったが、聖人を得る夢を見た武丁が百官を使って探し出し、大臣に任命した。のちに商の中興を現出させた人物である。『尚書』説命、『史記』卷三・殷本紀参照。「殷后」は武丁。「置塩梅之地」の塩・梅はそれぞれ塩味・酸味の調味料をいい、転じて国政を治めることの喩え。『尚書』説命・下には、武丁が傳説に「若作和羹、爾惟塩梅(若し和羹を作れば、爾は惟れ塩梅)」と言ったことがみえており、王の側近として治世を支える者をさす。

(一四) 屠羊名を隠し、楚王延くに三旌の位を以てす。未だ徵籍するを聞かざるなり。「屠羊」は羊を屠殺すること、『莊子』讓王篇には、亡命中の楚の昭王につき従った屠羊人の説という者に対し、のちに帰国を果たした昭王が、「三旌位」すなわち臣下として最高位となる三公の位を与えようとした話がある。三公を「三旌」というのは、それぞれの車服に旌の別があったことによる。「徵籍」は戸籍を求めること。商の版築労働者であった傳説、楚の屠羊人であった説、ともに戸籍のない奴隸身分であった人物を、王が登用したことを述べる。

(一五) 范睢は姓を改め名を易えて張祿先生と爲し、秦は之を用いるに霸を以てす。范睢(？)前二二五)は戦国魏の人で、字は叔。秦の昭王に仕えて、遠交近攻の策を提言し、その功により応侯に封ぜられた。「改姓易名、為張祿先生」とは、范睢がはじめ、魏の大夫妻・須賈の家臣であったとき、須賈に誣告されて半死半生の目にあわされ、のち名前を「張祿」と変えて潜伏していたことをいう。「霸」

ははたがしらの意で、諸侯の長をさす。『史記』卷七九・范雎列伝参照。

(一六) 張良は韓のために報仇し、姓名を変えて下邳に遊ぶ、漢祖は之を用いるに相と為す 張良(？)(一六八)は、前漢の功臣で、

字は子房。祖父・父と韓王の相となり、秦が韓を滅ぼしたのち、博浪沙(いまの河南原陽の東南)で始皇帝の暗殺に失敗、のち逃亡して下邳(いまの江蘇睢寧の北)にいたとき、黄石公から太公望の兵書である『太公兵書』を授けられたとされる。秦末の動乱期に劉邦の謀臣となり、漢の統一後に留侯に封ぜられた。

(一七) 則ち籍を知るは、租賦を計るが所以なるのみ。本より群小を防ぎ、賢路を約らず。……苟くも其の徳無ければ、籍あると雖も何をか為さんや 「知籍」は戸籍を把握すること。「群小」は多くのつまらない者たち。「賢路」は賢者の進む道、賢者の立身出世すべき道。「約」は糸で結ぶ、しぼるの意。

(一八) 今ま員外は吹毛求瑕し、務めて駁放に在れば、則ち小人なるや卻りて帰路を尋ね、藜杖を策し、草衣を着る。田園の芸蕪、鋤犁尚お在り 「員外」はこの上書先が「吏部孫員外」であることから、吏部の考功員外郎をさす。前掲註(一一)及び前掲「貢拳」

註(九)参照。考功員外郎は吏部孝功郎中の次官で従六品上、文武官吏の考課を掌った。「吹毛求瑕」は、毛を吹いて強いて隠れた小さな傷までも探し求めること。「駁放」は是非を調べ正して退けること。「小人」はここでは身分が低い者の意、自身を喩えた言か。「尋帰路」は、帰り道をさがす。「策藜杖」は藜(あかざ)の茎で作った杖を杖つくこと。「著草衣」は草を綴った衣を着ること。「藜杖」「草衣」ともに質素なさまをいい、隠者に喩える。「芸」「蕪」はいずれも雑草の名。「鋤犁」はすきぐわとからすきで田を耕すための道具。(一九) 所司奪つこと能わず、特に執政に諮りて之を収め、天下称美す 「所司」はここでは吏部をさすか。「奪」は官職を没収すること。(二〇) 復た五経・一史に通ず、及び文章を進献す、並びに著述を上るの輩有り。或いは本司に付し、或いは中書に付して考試するも、亦た制拳と同じ 『新唐書』卷四四・選舉志上には、

唐制、取士之科、多因隋旧、然其大要有三。由学館者曰生徒、由州県者曰郷貢、皆升于有司而進退之。其科之目、有秀才、有明経、有俊士、有進士、有明法、有明字、有明算、有一史、有三史、有開元礼、有道拳、有童子。而明経之別、有五経、有三経、有二経、有学究一経、有三礼、有三伝、有史科。此歳拳之常選也。其天子自詔者曰制拳、所以待非常之才焉。

とあり、また、

凡史料……能通一史者、白身視五經・三伝、有出身及前資官視学究一經。三史皆通者、獎擢之。

とある。ここでは試験による主な官吏登用法として、生徒郷貢と「科之目」すなわち常擧（常擧）・制擧の三種があったことを述べる。唐の国子学・太学・四門学の主要教材は経学であり、必修であった論語・孝経以外の諸経は、大経・中経・小経に分けられていた。大経は礼記・春秋左氏伝をいい、中経は詩経・周礼・儀礼をいい、小経は易・書・春秋公羊伝・春秋穀梁伝をいう。本来は、大経・中経の中から一經ずつ計二經を修めた者を「通二經」、通二經に大・中・小経の中からもう一經を修めた者を「通三經」、そして大経二經と中・小経を各一種修めた者を「通五經」といった。「一史」は史記・漢書・後漢書のうちの一史をさす。

なお右の『新唐書』選擧志は、「五経」「一史」を常選（常擧）の科目として説明したものである。封演の本条は常擧以外の、制擧を含むその他の官吏登用法について述べた部分であり、かつ以下には、その知識を書物として進献したケースについてふれていることを考慮すれば、ここでの「五経」は易・書・詩・礼・春秋・論語・孝経のいずれかの経書を、また「一史」は史記・漢書・後漢書のいずれかをさすと考えてよいかもしれない。「或付本司」の部分は底本になく、『唐語林』巻八より補う。

「本司」は吏部、また「中書」とあるのは中書省に集賢殿書院が置かれて図書の整理が行われていたからであろう。

(二二) 開元中、唐頻啓典一百三十卷を上り 唐類については不詳。また『啓典』についても『旧唐書』経籍志、『新唐書』芸文志、宋・陳振孫『直齋書録解題』、宋・晁公武『群齋讀書志』ともに記載無し。

(二三) 穆元休洪範外伝十卷を上り 穆元休は、『旧唐書』卷一五五・穆寧伝に「穆寧、懷州河内人也。父元休、以文学著、撰洪範外伝十篇、開元中献之、玄宗賜帛、授偃郡県丞・安陽令」とあり、『洪範外伝』十卷は、『新唐書』卷五七・芸文志・書類に「穆元休洪範外伝十卷」とある。唐・林宝『元和姓纂』卷一〇・穆氏条の岑仲勉校記参照。

(二四) 李鎮注史記一百三十卷、史記義林二十卷を上り 李鎮については不詳。『注史記』一百三十卷、及び『史記義林』二十卷については、『新唐書』卷五八・芸文志に「李鎮注史記一百三十卷【原注…開元十七年上、授門下典儀】、又義林二十卷」とある。門下典儀は従九品下、儀式の際に殿上での賛唱や殿庭の版位の設置を掌った。

(二四) 辛之顗叙訓兩卷を上り 辛之顗については不詳。『叙訓』兩卷については『新唐書』卷五八・芸文志に「辛之顗叙訓二卷【原注・開元十七年上、受長社尉】」とある。長社尉は、河南・許州長社県（現在の河南省許昌市長社県）の尉で従九品下。

(二五) 卜長福統文選三十卷を上り 卜長福は、卜長福。不詳。『統文選』三十卷については、『新唐書』卷六〇・芸文志に「卜長福

統文選三十卷【原注・開元十七年上、授富陽尉】」とある。富陽尉は、杭州富陽県（現在の江蘇省杭州市富陽県）の尉で従九品下。

(二六) 馮中庸政事録十卷を上り 馮中庸については不詳。『政事録』十卷については、『新唐書』卷五九・芸文志に「馮中庸政録十卷【原注・開元十九年上、授汜水尉】」とある。

(二七) 裴傑史護異議を上り 裴傑は『新唐書』卷七一上・宰相世系表の西眷裴氏条に名が見える。『史護異議』は『史漢異義』のこ  
と。『新唐書』卷六〇・芸文志に「裴傑史漢異義三卷【原注・河南人。開元十七年上、授臨濮尉】」とある。臨濮尉は河南濮州臨濮県（現  
在の山東省鄆城県の西南）の尉で従九品下。

(二八) 高嶠注後漢書九十五卷を上る有り 高嶠の名は『新唐書』卷七二下・宰相世系表・高氏条に左驍衛將軍・高真行の子として「(高)嶠司門郎中」と見えるほか、張旭書『尚書省郎官石記』（清・勞格・趙鉞『唐尚書省郎官石柱題名考』卷一八・倉部員外郎条、中華書局、一九九二年）にも収載されている。『注後漢書』九十五卷については不詳。

なお、清・徐松『登科記考』（徐松撰・孟二冬補正『登科記考補正』）卷七には、穆元休、李鎮、辛之顗、卜（卜）長福の四名が開元  
十七年（七二九）、馮中庸が開元十九年（七三一）にそれぞれ「上書拜官」されたことが見える。

(二九) 此の如きは、並びに事を量りて官を授け、或いは賞資に霑うも、亦た一時の美なり 「賞資」は賞賜。開元年間には、前文に  
受官を確認できる五名以外にも、自らの著作を献上することにより官職を得ていたケースが散見する。

【現代語訳】

唐朝では常挙によって人材を採用する外に、また制科（という方法）がある。広く人材を求めて抜擢するので、その名目もとても多い。  
則天武后は広く有能な人物を集め、（彼らが）起家するとすぐに中書舍人や員外郎、またのちには拾遺・補闕に任用した。玄宗が位に

就くと、更に厳正に人材を選び、世間には滯才無しという様子であった。しかしながら制挙出身は、名望は高いとされながらも、なお進士の下にあった。

官僚としての道を歩む者たちが、進士から始めて清貴(の官職)を歴任していくのに八僞がある。一つめは進士出身、制策は入れない。二つめは校書、正字は入れない。三つめは畿尉、「欠字」は入れない。四つめは監察御史、殿中「欠字」は入れない。五つめは拾遺、補闕は入れない。六つめは員外郎、郎中は入れない。七つめは中書舍人、給事中は入れない。八つめは中書侍郎、中書令は入れない。ここに述べた八つは、最も速やかな昇進経路であり、ただちに宰相位に登ってゆき、他官を歴任する必要はない。

同寮が異動するときは、或いはこのことによりお互いに譏笑嘲弄しあうのである。御史の張瓌は兄弟が八人おり、そのうちの七人は皆な進士出身で、一人は制科擢第であった。親戚や知人らが集まると、(進士出身の)兄弟は榻を連ね、制科の者を別に座らせて、彼を「雑色」と呼んでからかった。

むかしは受験生が及第しようとする、戸籍が無い者を調べて、合格を与えなかった。陳章甫は制策によって合格し、吏部がその合格を勝示した。章甫の上書には「先日、勝示を見ましたところ、『戸部は籍記無き者を報ず』とありました。昔、傳説は姓がありませんでしたが、殷王武丁は彼を治世の中樞に置きました。屠羊を生業としていた説は、その名を隠し(て亡命中の楚王につき従い)、楚王は(のちに彼を)取り立てるのに三公の位を与えようとしていました。戸籍を必要としたなど聞いたことがありません。范雎は、姓を改め名を易えて張祿先生と名乗って潜伏しておりましたところ、秦は侯の位を与えて彼を登用しました。張良は(祖国である)韓のために(秦の始皇帝を)仇討ちしようとし(て失敗し)、姓名を変えて下邳に遊居していたところ、漢祖劉邦は彼を登用して宰相としました。つまり籍を知る必要があるのは、租税を計るためだけです。本来は小人(が宮仕えするの)を防ぐためのものであって、賢人の路を縛るものではないはずです。すばらしい人材があれば、戸籍(の有無)を理由にこれを棄却してはなりません。苟くもその(人に)徳が無ければ、戸籍があつたとしても何ができるでしょう。いま員外さまは毛を吹いて瑕を求めようなことをし、必死に(私の)是非を調べ正して退けるようなことをなさいます。そのようなことであれば、(私のような)小人は、やむなく帰路を探して、藜杖を杖つき、草衣を着るよりほかありません。田園には雑草が茂り、鋤型もまだございましょう」とあつた。所司は(章甫から官職を)奪うことが

できず、特別に（彼の）執政を諮って登用し、天下はこれを称美したのである。

常挙の外にも、五経・一史に通じている、文章を進献する、著述を上る、などのケースがあった。本司である吏部や、または中書省に付して考試するのだが、これもまた制挙と同様であった。

開元中には、唐頻が『啓典』一百三十卷を献上し、穆元休が『洪範外伝』十卷を献上し、李鎮が『注史記』一百三十卷・『史記義林』二十卷を献上し、辛之顎が『叙訓』兩卷を献上し、卞（卜）長福が『続文選』三十卷を献上し、馮中庸が『政事録』十卷を献上し、裴傑が『史護異議』を献上し、高嶠が『注後漢書』九十五卷を献上したことがあった。これらについては、それぞれ内容を審査して官を授けたが、このような賞賜の恩恵も、また一時の名誉にすぎない。

（江川 式部）